

今年の1月1日現在、
上尾市に住んでいましたか？

いいえ

今年の1月1日現在に住んでいた
市区町村へお問い合わせください。

はい

前年中(前年の1月1日～12月31日)は、どのような収入がありましたか？

① 給与の場合

・会社で住民税が給与天引きされている

申告不要

(会社から市へ給与支払報告書の提出があります。提出がない場合は市へ申告が必要です。)

※ただし、所得控除などを追加する場合は税務署へ申告が必要です。

- ・年末調整をしていない
- ・年末調整したが所得控除などを追加する
- ・給与、退職所得以外の所得の合計が20万円を超える
- ・2カ所以上から給与の支払を受けた

② 年金の場合

- ・源泉徴収(所得税)されていて、公的年金の合計収入額が400万円以下他の所得が20万円以下の場合

申告不要(下記をご確認ください)

・所得税が還付される場合
→税務署へ申告

・所得税が還付されない→申告不要
※ただし、市へ所得控除などの申告をすれば市・県民税が減額になる場合があります。

※該当しない場合

・個人年金のみの場合

金額などにより、申告先が変わります。

③ その他の収入の場合

- ・自営業、農業などの事業所得がある
- ・不動産所得がある
- ・土地や建物を売った所得がある
- ・株式の配当や譲渡の所得がある
- ・保険の満期などの一時所得がある
- ・税務署から確定申告書が送付された

申告不要

※ただし、国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険などの制度を利用している人、または各種税証明書(健康保険証の扶養、児童手当、保育所入所、公営住宅入居などの申請に必要な「所得証明書」、「非課税証明書」など)が必要な人は、市へ申告が必要です。担当課(関係機関)に確認してください。

- ・遺族年金、障害年金、雇用保険(失業保険)などの課税されない収入がある

④ 収入がなかった場合

- ・同一世帯内、または市内に住む親族の税金上の扶養になっている

- ・あなたを税金上の扶養にとっている人が、今年の1月1日現在、上尾市以外に住んでいる
- ・税金上誰の扶養にもなっていない

市へ「市・県民税の申告」

※収入がなかった旨の申告をしてください。申告をしないと、国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険などの適正な計算ができなくなったり、非課税証明書の発行できません。

税務署へ「確定申告」 所得税の納付や還付に該当しない場合は市へ申告

※ 上記に該当しない場合は、市民税課へお問い合わせください。

※ 税務署へ「確定申告」をした人は、市へ「市・県民税の申告」をする必要はありません。